

危機管理マニュアル

—— 不審者への対応について ——

(1) 危機管理マニュアルの作成にあたって

(2) 不審者への対応 (例)

A 学校園内に侵入した不審者への対応

B 学校園外での不審者情報への対応

C 学校園外での活動時における不審者情報への対応

(3) 不審者情報連絡網 (例)

滋賀県学校安全管理連絡会議



危機管理マニュアルの作成にあたって

今回の大阪教育大学附属池田小学校における事件をもとに、不審者への対応例をモデルとして示した。各学校園にあっては、これを参考とし、子どもの発達段階や地域における子どもの実態を踏まえ、施設・設備等を考慮した上で危機管理マニュアルを作成する。

1 危機管理のねらい

学校園の危機管理は、学校園教育活動は言うまでもなく、学校園生活全般にわたって発生する可能性を持つ事件や事故等への対応策である。

学校園における危機管理のねらいは、「子どもの命を守り、安全を確保すること」である。そのためには、平素から緊急事態を想定して、対応マニュアルを確認し合ったり、効果的かつ合理的な危機対応の訓練をしておくことが大切である。こうしたことを通して、学校園は子どもや保護者からの信頼が得られるものである。

2 緊急時における教職員の対応の3つの基本

- その場にいる教職員一人ひとりが、子どもの生命、安全の確保を第一義とする。
- 指揮・命令の徹底を図り、学校としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や警察と一体となって取り組む。

3 危機対応への4つのステップ

学校園における危機対応は全教職員が危機管理意識を持つことが何よりも大切であるが、学校園経営に責任を持つ校長は、下記の4つのステップに基づき迅速に実践しなければならない。

(1) 危機の予知

教職員は日記指導や教育相談等を通して、子どもから不審者などの情報を得られるよう個々の状況把握に努め、校長は常日頃から教職員や地域の方々との交流を通じて適切な状況把握をしておく必要がある。

(2) 危機の回避

常に最悪の事態を想定し、初期対応を万全のものにするよう最大限の努力を尽くすことが大切であり、危機にあたっては、校長の指揮・命令のもと全教職員が一糸乱れぬ姿勢で臨むことが危機回避に必要である。

(3) 危機の対応

学校園は、組織対応が大事である。同時に、その場にいる現場の教職員の臨機応変な対応も求められる。そこで、「さ」「し」「す」「せ」「そ」の対応に心がける必要がある。

- 「さ」～ 最悪のことを考えて
- 「し」～ 慎重に、複数で
- 「す」～ すばやく、臨機応変に
- 「せ」～ 誠意を持って、
- 「そ」～ 組織で

(嶋崎政男氏による)

(4) 評価と課題

事件後、事件の根本的原因、背景のほか、事態を悪化させた要因などを反省し、今後を生かすことが問題の未然防止につながるものであるため、十分に検討しておく必要がある。

4 情報の提供

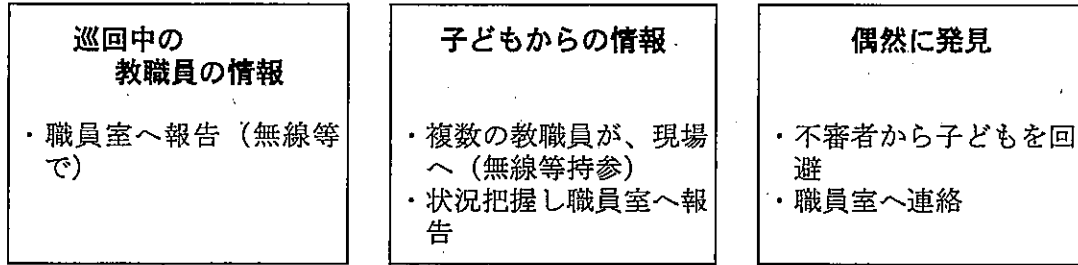
学校園は、事件等が起こったときは、その状況、経緯、方針について、子どもや保護者、地域関係者、関係機関、マスコミ等に速やかに説明を行うよう努める必要がある。対応については、以下の点に留意する。

- 誠意をもって対応
- 教職員への情報の共通理解
- 情報の一元化
- 確実な事実のみを説明（疑問や不明な事柄については軽率に話さない）
- 人権及び個人のプライバシーを厳守
- 窓口の一本化
- 必要に応じ記者会見を設定
(取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り記者会見を開く)

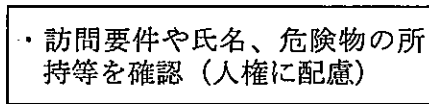
A 学校園内に侵入した不審者への対応

— 校舎内1階の○年△組の教室付近に不審者 —

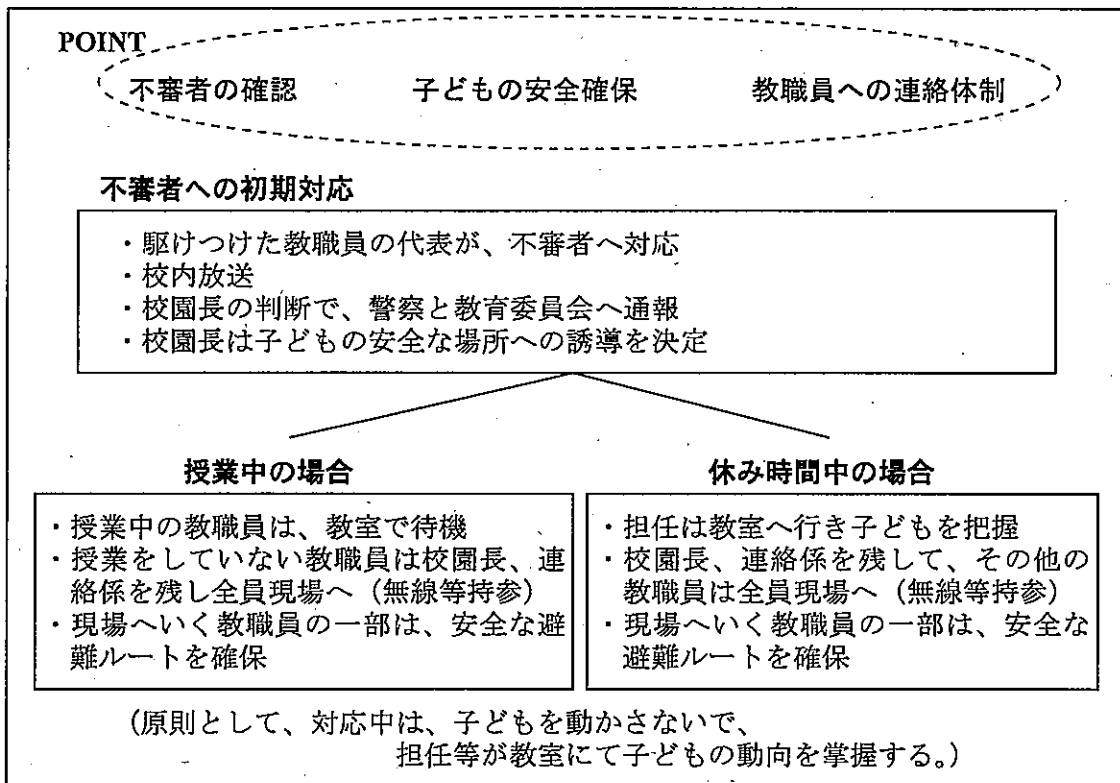
対応1



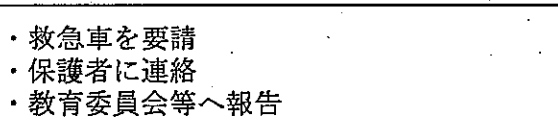
対応2 不審者として認識



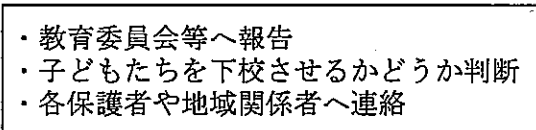
対応3



対応4 けが人等に対して



その他の子どもに対して



~~~~~ 心のケア等事後指導に万全を期す ~~~~~

## 配 慮 事 項

### 平素からの訓練が必要

- 集会活動時等を利用して集団行動訓練を行う。
- 不審者対応訓練を実施する。
- 避難場所の設定をしておく。(3パターン程度)

### 対応1について

- 子どもからの情報
  - ・ 子どもから、「いつ」「どこで」「どのような人」「どんな状況」かを確認する。
- 巡回中の教職員の情報(巡回する教職員を予め決めておく)
  - ・ 「いつ」「どこで」「どのような人」「どんな状況」かを報告する。
- 偶然に発見したとき
  - ・ 不審者の状況により子どもを不審者から遠ざけ、子どもに職員室に通報させるとともに、早急に教室へ戻るよう指示する。

### 対応2について

- 不審者としての認識(この際、人権に配慮する)
  - ・ 子どもからの情報の場合は、教頭等が複数で現場へ駆けつけ、不審者との距離を保ち、動きに十分注意して、「どちら様ですか」「何かご用ですか」等ていねいに訪問要件等を聞く。
  - ・ 事前にこの日のこの時間は誰が中心に対応するのかを決めておく。

### 対応3について

- 不審者への直接対応
  - ・ 直接の対応は2～3人で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートの確保や避難地の確保にあたる。
  - ・ 刺激せず、落ち着いて話しかける。
  - ・ 直接の対応においては、直ちに退校するよう促す。応じないときは警察が来るまで時間を稼ぐ。事前に警察への通報から警察の到着までの時間を図っておくと余裕がでる。
  - ・ 刃物等の危険物を所持している場合は、机、いす、ほうき等で距離をおいて対応し、時間を稼ぐ。そして、子どもを避難させ、応援が来るのを待つ。
- 不審者の侵入を知らせる放送
  - ・ 例えば「○○先生は△△へ××を持ってお越し下さい」

「○○先生」は、不審者が侵入したことを知らせる合図  
「△△」は、不審者がいる現場を知らせる合図  
「××」は、不審者が所持している危険物を知らせる合図

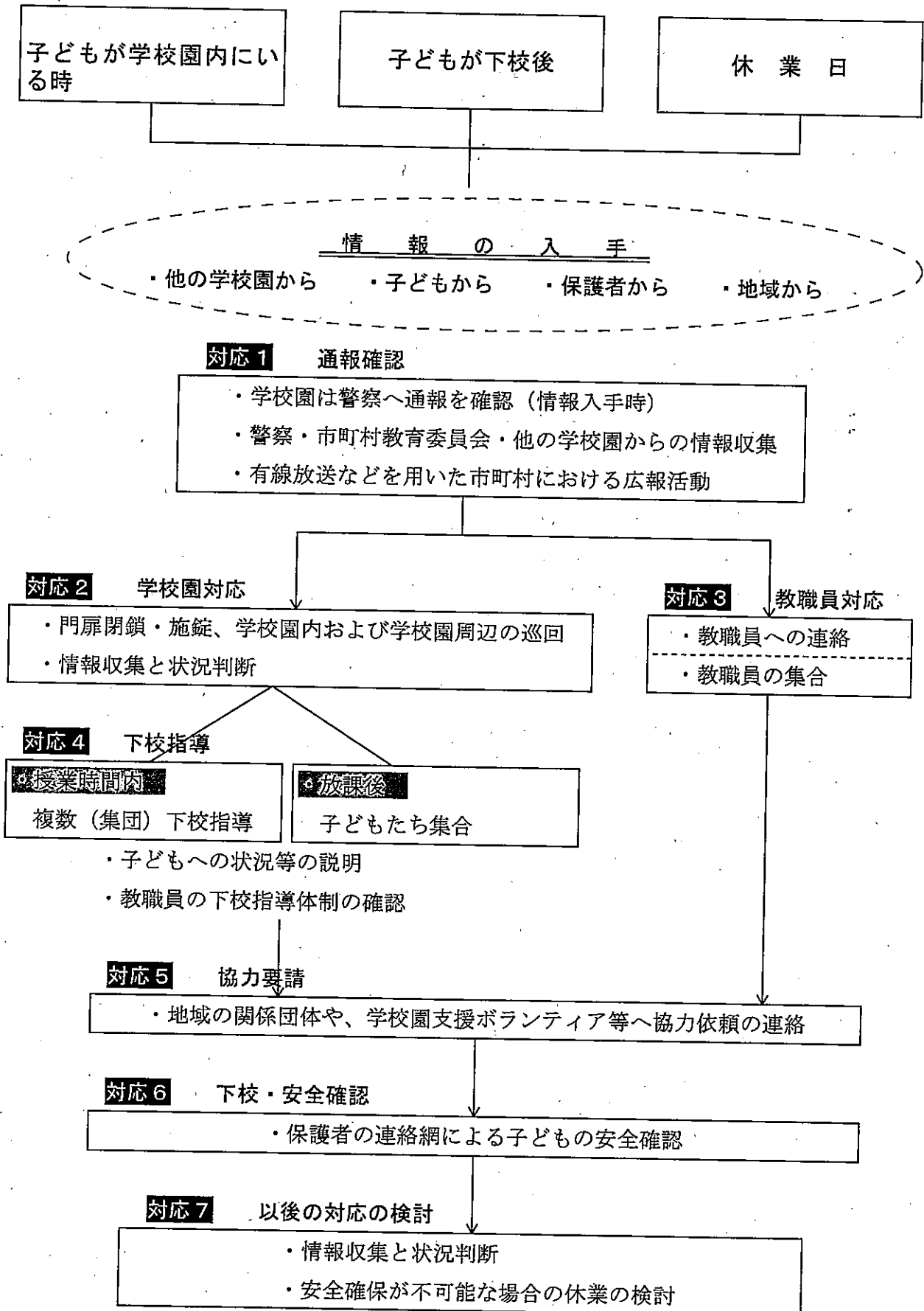
- ・ 休み時間中については、放送で子どもに教室に速やかに戻るよう指示を行う。
  - 子どもを安全な場所に誘導する放送
    - ・ 例えば、「全校生徒は◇◇へ移動しなさい」
- 「◇◇」は移動先を示す。
- ・ 私語をせず、速やかに行動させる。
  - ・ 避難地では、人員を再度確認し、入り口等を教師が巡回し、安全の確保に努める。
  - 危険物を所持している場合は躊躇せず「110番」通報を行う。
  - 授業中の場合
    - ・ 人員の確認をする。(トイレや保健室等に行っている者がいないか)
    - ・ 所在が不明な者については、職員室に連絡する。
    - ・ 授業担当教員は動揺せず、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、子どもにも説明し、次の放送での指示を待つ。
  - 休み時間中の場合
    - ・ 放送ですべての子どもに教室に戻るよう指示した後、すぐに担任(担任がいない場合は副担任)は教室に行き、人員を確認する。
    - ・ 担任教員は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、子どもにも説明し、次の放送での指示を待つ。

### 対応4について

- けが人等に対して
  - ・ 救急車でけが人を搬送する際は、付添人を必ず同乗させる。
  - ・ 子どもの場合は保護者に「病院名」「けがの状況」等を連絡し病院へ来てもらう。
- その他の子どもに対して
  - ・ 教育委員会と協議の上、子どもを下校させるかどうか判断する。
  - ・ 下校させる場合は、集団下校、複数下校等、一人にならないよう配慮する。
  - ・ 「地域の学校園支援ポアンティア」へのパトロールや付添を依頼する。
  - ・ 保護者不在の場合は学校に留め置き安全を確保する。
- 事件後の対応
  - ・ 速やかに、教育委員会と協議の上、保護者会を開き説明を行う。
  - ・ 事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
  - ・ 必要に応じて、警察の巡回の要請やカウンセラーの配置等を検討する。

## B 学校園外での不審者情報への対応

— 〇〇地域で、見慣れない白い車に乗った男がうろうろしている —



## 配 慮 事 項

- ★ 校外での不審者の情報については、警察への通報とともに、中学校区内の学校園および隣接校との連絡連携が重要である。
- ★ 子どもの安全確保のための対応および体制づくりを確立する。
- ★ 緊急連絡網を整備する。
- ★ 関係団体や学校支援ボランティアの任務の理解および連絡体制の整備を図る。

### 対応1について

- 中学校区内の学校園および隣接校（警察・市町村教育委員会含む）の、連絡システムを確立する。
  - ・ 校区内の他の学校からの情報  
警察や市町村教育委員会、中学校区内の他の学校園および隣接校への連絡ができて  
いるか確認する。
  - ・ 市町村教育委員会からの情報  
中学校区内の学校園および隣接校への連絡を確認する。
  - ・ 保護者からの情報  
警察への連絡を確認するとともに、関係学校等へ連絡する。
  - ・ 市町村における広報活動

### 対応2について

- 情報の確認と子どもへの対応を速やかな状況判断のもとに行う。
- 門扉の閉鎖や施錠、校内の子どもの安全確認の体制を確立する。
  - ・ 巡回を行うと同時に、学校内や学校周辺の情報を収集する。

### 対応3について

- 教職員の連絡網を確立する。
- 緊急時の各職員の動きを確認する。事態に応じて、教職員を招集する。

### 対応4について

- 子どもへの指示・誘導に関する体制を確立する。
  - ・ 授業時間内  
授業中であれば、そのまま授業を行う。ただし、校外やグラウンドでの授業については、速やかに教室等安全な場所に誘導する。
  - ・ 放課後  
校内放送等により、子どもを体育館（掌握しやすく、外と遮断できる場所）へ誘導する。
- 子どもに、状況と今後の動きについての説明を行うとともに、集団下校の指示・指導をする。

### 対応5について

- 地域の関係団体や学校園支援ボランティアに子どもが安全に下校できるよう協力を要請する。
  - ・ 子どもの下校時の安全確保についての協力を要請する。
  - ・ 地域の子どもに対して、帰宅するよう声をかける。

### 対応6について

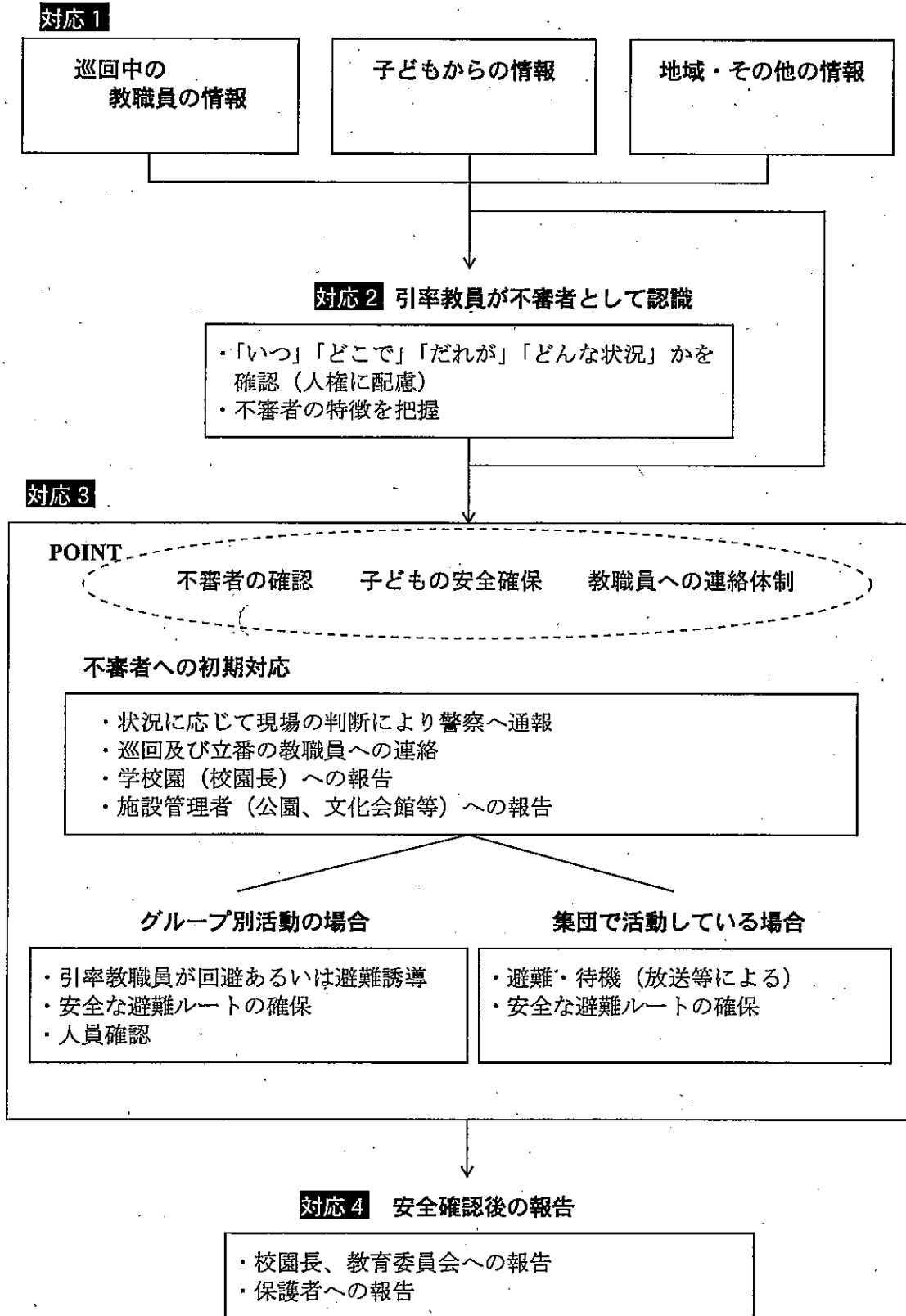
- 子どもが安全に下校したことを確認する。
  - ・ 集団下校の引率や通学路のポイントで立ち番をする。
  - ・ 帰宅の確認をする。（保護者の連絡網を活用する。）

### 対応7について

- 警察や市町村教育委員会等の指導のもと、翌日の対応策について検討し、速やかに決定する。

# C 学校園外での活動時における 不審者情報への対応

— 「総合学習」や遠足等での活動中に不審者がうろついている —





## 配 慮 事 項

### 校内外活動時における事前準備の重要性

- (1) 活動場所の下見をしておき、事前に緊急時における「避難集合場所」や「連絡方法」について綿密に計画し、教職員の共通理解を図るとともに、子どもへの周知徹底を行う。
- (2) グループでの活動では、班長が「無線機」「携帯電話」等の通信手段を事前に講じておく。
- (3) 教職員の役割分担を明確にしておく。

### 対応1について

#### ○ 状況判断と通報

- ・危険物所持や声かけ等明らかに不審者とわかる時、直ちに警察署へ通報する。
- ・不審者と疑われる時でも警察へ通報する。

### 対応2について

#### ○ 不審者として認識（この際、人権に配慮する）

- ・発見者のもとに、複数で駆けつける。（1人は連絡係）
- ・直ちに校外活動責任者（管理職）に連絡。
- ・「何か用ですか」「どちら様ですか」とやさしく問いかける。
- ・周囲の子どもを遠ざける。
- ・不審者の特徴（背丈、容姿等）を記録する。

### 対応3について

#### ○ 初期対応

- ・緊急事態と判断される場合、躊躇せずに「防犯ベル」「笛」などを鳴らす。
- ・校内外活動責任者は、正確な情報収集と情報の共有化に努め、冷静に対応する。  
（引率教員や班長に不審者情報を伝え、班員を掌握する）
- ・警察との連携を密に進める。
- ・学校園・施設責任者へ連絡する。

#### ○ 子どもたちがグループで活動している場合

- ・グループでの活動では、班長が「無線機」「携帯電話」等の通信手段を活用し、担任との連絡を密にする。
- ・引率教員の指示に従い班ごとに避難場所あるいは、回避場所に向かう。

#### ○ 子どもたち全員が活動している場合

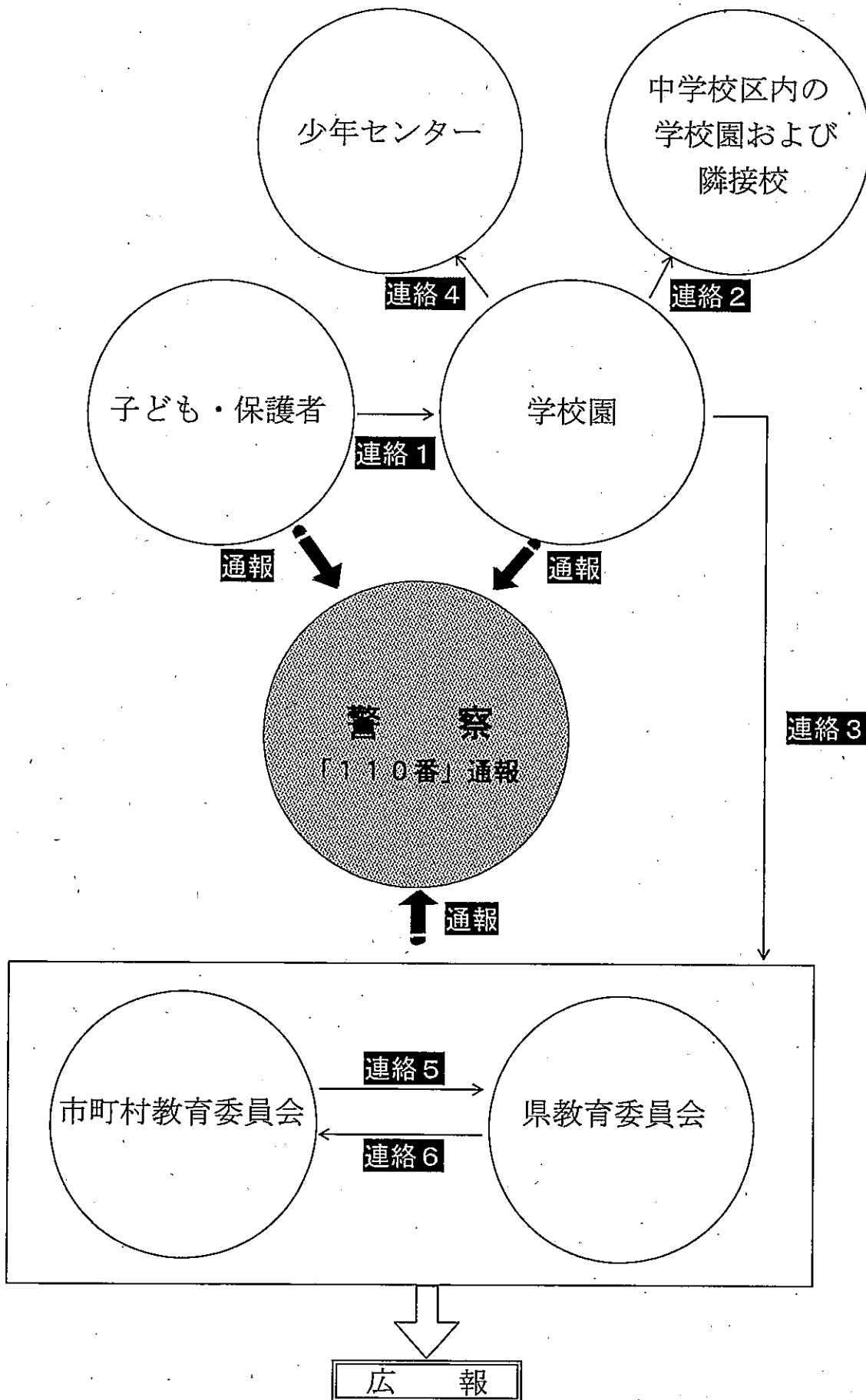
- ・引率教員の指示に従い避難場所あるいは、回避場所に向かう。

### 対応4について

#### ○ 安全確認後の報告

- ・保護者、学校園・教育委員会への報告を行う。

# 不審者情報連絡網(例)



## 配 慮 事 項

### 不審者情報の連絡体制（初期連絡体制）

#### －速やかに警察への通報を－

#### 警察への通報について

- 子ども・保護者から警察へ
- 学校園から警察へ
- 市町村教育委員会、県教育委員会から警察へ
  - ・子どもの状況を正確に伝達する。
  - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）をすみやかに正確に伝達する。
  - ・学校・園の対応を伝達する。

#### 連絡1について

- 子ども・保護者から学校園へ
  - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）および子どもの状況をすみやかに正確に伝達する。
  - ・警察への通報を確認し、まだであればすぐ通報する。

#### 連絡2について

- 学校園から中学校区内の学校園および隣接校へ
  - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）をすみやかに正確に伝達する。
  - ・統一した指示、対応を伝達する。

#### 連絡3について

- 学校園から市町村教育委員会または県教育委員会へ
  - ・正確な情報・状況を伝達する。
  - ・警察への通報を確認し、まだであればすぐ通報する。
  - ・学校園の対応を伝達する。

#### 連絡4について

- 学校園から少年センターへ
  - ・正確な情報を伝達し、連携・協力を依頼する。

#### 連絡5について

- 市町村教育委員会から県教育委員会へ
  - ・正確な情報を伝達し、今後の対応を協議する。

#### 連絡6について

- 県教育委員会から該当市町村教育委員会および他の市町村教育委員会へ
  - ・不審者情報、子どもの被害状況など正確な情報の伝達を行う。
  - ・県教育委員会への情報の一元管理・収集を行い、各市町村教育委員会への統一した指示・指導を行う。

# 県教育委員会不審者情報対応マニュアル

## 情報の入手

・市町村教育委員会から ・県立学校から ・警察 ・地域から

### 対応1

#### 通報確認

- ① 被害児童生徒の状況確認  
(いつ・誰が・何をし・どういう状況か)
- ② 審者の状況確認
  - ・警察・市町村教育委員会からの情報収集
  - ・初期対応の確認 (110番通報等)

#### 県スバック関係

児童家庭課 → 福祉関係  
 総務部総務課 → 私学関係  
 → 青少年室 → 各少年センター  
 県警本部少年課  
 ※レベル設定に基づいて連絡

連絡担当 ・市町村教育委員会 (小中)  
 (総括：指導主任) ・県立学校 (高校)  
 ・県スバック関係 (担当)

### 対応2

- レベル1 全市町村教育委員会及び県立学校へ (ファックス等：様式による)
  - ・殺人事件等凶悪犯の犯人逃走
- レベル2 関係ブロック内市町村教育委員会及び県立学校 (電話)
  - ・強盗事件、凶器等使用不審者逃走：自動車等広域的な移動が可能
- レベル3 当該、周辺市町村教育委員会及び県立学校 (電話)
  - ・強盗事件、凶器等使用不審者逃走：広域的な移動が不可能

※レベル設定については県警本部と協議のうえ決定する

※凶悪犯罪の場合は原則として直接県警より市町村教育委員会・県立学校へ連絡される

## 【指導のポイント】

- 安全確保と登下校指導 (集団、複数)
- 教職員のパトロール体制
- 地域、保護者、関係団体の協力体制
- 児童生徒、保護者、地域への注意喚起と啓発
- 被害者等の心のケア

# 学校における危機対応

## 1 危機管理のねらい

学校園における危機管理のねらいは、「子どもの命を守り、安全を確保すること」である。そのためには、平素から緊急事態を想定して、対応マニュアルを確認し合ったり、効果的かつ合理的な危機対応の訓練をしておくことが大切である。こうしたことを通して、学校園は子どもや保護者からの信頼が得られるものである。

## 2 緊急時における教職員の対応の3つの基本

- その場にいる教職員一人ひとりが、子どもの生命、安全の確保を第一義とする。
- 指揮・命令の徹底を図り、学校としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や警察と一体となって取り組む。

## 3 危機対応への4つのステップ

学校園における危機対応は全教職員が危機管理意識を持つことが何よりも大切であるが、学校園経営に責任を持つ校長は、下記の4つのステップに基づき迅速に実践しなければならない。

### (1) 危機の予知

まず第一に、危機の状況が起こる可能性を予知することである。学校経営に責任を持つ校長は、学校は知らなかったとか、校長は知りませんでした等、応えるべきではない。平日頃から各教師を通じて適切な状況把握をしておく必要がある。

例えば、次のようなことができているか。

- ・ 学校施設の危険な場所を調査・把握のうえ、改修するとともに、危険の表示や注意を促すなどの対策を講じる。
- ・ けが等が多発する場所や時期、時間を年間を通して把握し、予防のための処置を講じる。
- ・ 欠席者や遅刻者等の氏名とその理由について電話や家庭訪問をするなどして的確な状況把握に努める。
- ・ 教育相談の実施や日記指導などにより、個々の子どもの状況把握に努める。

### (2) 危機の回避

危機を予知したら、それを回避する措置を講じなければならない。場合によっては、校長が自ら乗り出して、問題の状況を把握し危機の芽を摘むよう、危機回避のため最大限の努力を尽くすことである。また、常に最悪の事態を想定し、対処の仕方を講じておくことが必要である。初期の段階で学校側が、万全の対応をしなかったために起こる問題が多い。

例えば次のようなことができているか。

- ・事故等が起こったとき、すぐに校長や教頭、生徒指導担当教員等に連絡が入り、生徒指導委員会等の会議を開き、その対応について協議し、組織で対応をするようにしている。
- ・事故等が起こったとき、該当の子どもの保護者に対する事情説明を、電話でなく、担任など複数で家庭訪問を行っている。その時に、母親だけでなく、父親にも事故の状況説明を行い、学校の方針を示している。
- ・事故等の状況によっては、校長が自ら家庭訪問を行い、保護者に謝罪や説明を行っている。
- ・被害者の意向を聞き、被害者の立場にたって、問題解決を図るようにしている
- ・被害者に対して、解決に向けた取り組みがどこまで進んでいるのか、その都度情報を提供する。

### (3) 危機への対応

最大限に予知する努力を払っても、回避する措置をとっても、危機の発生を避けることができないことがある。その時は、最高の対処をすることである。最高の対処とは、まず、プライバシーに配慮しつつ、起こった事故等を「隠さずに公開を前提」とすること、「誠実に誠意をもって対応」をすること、相互の「納得」がえられること、良い教訓となるよう「問題点を改善し生かす」こと等である。

#### 「さ」「し」「す」「せ」「そ」の対応

- 「さ」最悪のことを考えて
- 「し」慎重に、担任だけでなく複数で、
- 「す」すばやく、電話だけでなく家庭訪問を行い
- 「せ」誠意を持って、相手の立場を考慮して
- 「そ」組織的に

また、必要に応じて「学校スバック会議」を開催し、学校だけでなく、地域関係者や関係機関にも意見を聞き、学校の対応について、理解と協力を得ることが大切である。

例えば次のようなことができているか。

- ・緊急対応のマニュアルが整備されている。
- ・最悪のケースが想定されている。
- ・必要な対応、手順が明示されている。
- ・関係機関等から助言が得られる体制ができている。

### (4) 評価と課題

事件の根本的原因、背景のほか、事態を悪化させたものはなにか、組織として校長を中心とした体制づくりができているか、などを反省し、今後に生かすことが問題の未然防止につながるものであるため、十分に検討しておく必要がある。

例えば次のようなことができているか。

- ・事故等の状況や具体的な取組みをどのようにしたかの記録をしている。
- ・初期の対応をどのように行ったか。良かった点、悪かった点について、生徒指導委員会等で検討している。
- ・職員会議等の全員が集まる機会に、事故等の顛末と対応についての課題についての報告をしている。
- ・生徒指導体制や実際の対応についての成果と課題についてアンケートをするなどしてまとめている。また、それをもとに、次年度の生徒指導方針の見直しをしている。

#### 4 学校での体制の整備における留意点

- (1) 子どもの実態に即しているか。
- (2) 地域の実態に即しているか。
- (3) 学校の施設・設備等を考慮されているか。
- (4) 危機発生時から解決までの段階的な対応がなされているか。
- (5) 危機の深刻さ、様相の違いによる対応がなされているか。
- (6) 地域や関係機関と情報が共有されるようなシステムになっているか。

#### 5 不審者として疑う根拠についての共通理解

- (1) 訪問導線（外来者がたどる校門から受付場所までの指示した順路）を外れている者
- (2) 挙動不審者

- ① 来校目的が不明確な者
- ② 着衣が乱れていたり動作・行動・態度に落ち着きがない者
- ③ 理解しがたい言動をする者
- ④ 危害を加える恐れのある者
- ⑤ 凶器所持あるいはその疑いのある者

上記以外に、学校への苦情や子どもの呼び出し要求等目的が明確な外来者であっても、子ども・教職員に対して以下のような言動がある場合、同様の危機対応が求められる。

- ① 恫喝・脅迫・人格蔑視の言動
- ② 掲示物・物品の損壊
- ③ 「つく」「おす」などの加害行為
- ④ 車両乗り入れによる暴走行為

#### 6 「開かれた学校づくり」と危機管理～地域に支えられた危機管理

危機管理は学校だけでできない。保護者や地域の人々、さらに関係機関職員など、さまざまな人々が一体となって取り組むことが必要である。そのためには、日頃から学校が地域に開かれた存在であることが不可欠である。

開かれた学校づくりは、次のような活動を通じて推進される。

①保護者や地域の人々への教育目標や教育内容等に関する情報提供

②平素の教育活動における地域の人々や関係機関職員との交流や協働

学校は、危機管理に関する学校の考え方や取組を地域の人々に情報提供するだけでなく、PTAや学校評議委員などの協力を得るなど、地域の人々と共に学校への支援体制を整備し、地域に支えられた学校危機管理体制を確立していく必要がある。地域の人々の温かいまなざしが、子どもたちを不審者から守る大きな壁となる。

関係機関との連携においても、担当係や担当者を明確にしておき、危機対応時の対応のあり方や、救急車両到着前にしておくべきことや到着後の対応について、専門的立場からの意見を求め共通理解を図っておくことも重要である。

### 【教育委員会との連携】

○教育委員会への支援の要請

- ・危機発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりすることが大切である。

○教育委員会の支援内容

教育委員会は、学校が危機に陥ったときは、要請に基づき直ちに支援をしなければならない。その内容として次のことが考えられる。

・学校への指導・助言

学校は、対応の当事者であり、必要な対応を見落とす可能性がある。状況を客観的に把握し、教育委員会のもつ経験・知識を生かした指導・助言により学校の対応を支援する。

・関係機関との連絡・調整

学校が、教育委員会や警察等の関係機関との円滑な連携が図れるように、学校と協同体制を確立し、連絡・調整を行う。

・専門家の派遣等

事件・事故発生後の心のケア等が必要となる場合がある。教育委員会職員だけでなく、必要がある場合は臨床心理士等の専門家の派遣等を検討する。

### 【関係機関との連携】

○日頃からの連携

- ・学校が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握しておくとともに日頃から相談できる関係をつくっておくことが大切である。

○緊急時の連携

- ・危機を最小限に抑えるため、関係機関に連絡し、支援を要請するが、校長の正確な事実関係の把握と判断が求められる。

### 【緊急保護者会の開催】

○開催の判断

緊急の保護者会の開催については、教育委員会やPTA役員等と連携を図り、場合によっては、緊急の学校スバックを開催し、学校の取り組みの方針について、意見を求めて行うこと。開催の判断基準としては、以下のことが考えられる。

- ・事件・事故が殺害等社会的に大きい影響がある。
- ・事件・事故が当事者だけでなく、他の児童生徒及び保護者に与える影響が大きい。



- ・児童生徒及び保護者に、事実と異なった噂等による不安感や学校に対する不信感が高まっている、もしくは、高まる可能性がある。

#### ○目的

緊急保護者会は、目的として次のことが考えられる。

- ・事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- ・学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求める。
- ・学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

#### ○実施上の留意点

- ・学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。
- ・事件・事故にかかわる児童生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。
- ・校長は教職員に保護者会での説明内容、今後の方針等について説明し、共通理解を図っておく。
- ・保護者会において様々な意見や要望が出されると考えられるが、誠意をもって対応する。
- ・開催目的、内容等について、教育委員会やPTA役員と事前に協議しておく。

### 【校長の危機管理能力】

今日のさまざまな問題解決のためには、校長のリーダーシップが大いに求められている。校長に求められるリーダーとしての危機管理能力は、次の5点にまとめることができる。

#### ○危機の予測と未然防止

- ・子どもの状況からどのような問題が起こるかの予測をする。
- ・これまでの経験や学校の統計から事件や事故が発生しやすい時期や場所について把握しておく。

#### ○情報収集

- ・子ども、保護者、地域社会、関係機関からの様々な角度から情報を収集する。
- ・情報収集には様々なネットワークづくりや日常からの信頼関係づくりが重要である。

#### ○はっきりとした意思決定

- ・校長がタイミング良く的確に判断をくだすこと。

#### ○情報提供

- ・子どもや保護者、地域社会に学校の方針を説明すること。
- ・場合によっては、マスコミなどにも情報提供をする必要がある場合も考えられる。（プライバシーには十分に配慮）

#### ○将来を見通した学校経営のビジョン

- ・悲観的に準備（最悪の状況を想定する）して、楽観的に危機に対応（学校が変わるチャンスである）していく。
- ・努力すればいつかは危機が去る。今後、この教訓を学校にどう生かしていくかを考える。
- ・危機の防止という観点から危機を避けることができる生徒指導体制をつくる。

### 【生徒指導担当者の危機管理能力】

生徒指導主任においても校長同様の危機管理能力が求められているといえる。

とりわけ、次の5点が大切である。

### ○生徒指導体制の整備

- ・問題が起こったときの具体的な対応についてのマニュアルを作成する。

### ○的確な問題の状況把握と解決のための迅速な手だて

- ・事実の確認を行い、具体的な子どもの対応や保護者の対応の手だて講じる。

### ○校長への迅速かつ正確な報告

- ・起こった問題について、整理・報告し、対応について指示を受ける。必要に応じて生徒指導委員会や学校スバック会議の開催を要請する。

### ○教職員の危機管理意識向上のための研修

- ・事例を通した具体的な対応について、全教職員が研修をし、危機管理意識の向上を図る。

### ○家庭との連携の推進

- ・教職員に対し常日頃から家庭との連携を深める意識をもつように働きかける。

## 7 情報の公開

学校は、事故等が起こったときは、その状況、経緯、方針について、子どもや保護者、地域関係者、関係機関、マスコミ等に速やかに説明を行うよう努める必要がある。

一般的に、学校は問題を隠そうとする意識が目立つ場合があり、このことがかえって、不信感を与えたり、反発を招く場合がある。

また、マスコミについては、世論を形成するなど学校の評価に大きく影響を与えることにもつながることから、その対応は重要であり、学校（校長）が主体性をもって対応すべきである。

### (1) 基本的な姿勢

○誠意をもって対応し、学校が主体性をもって保護者等に説明すること。

- ・現時点で判明している事実をもとに「わかっていること」「不明なこと」「学校として、どうしようとしているのか」などについて、整理しておくこと。
- ・情報不足が不信感や憶測をよぶこととなりやすいことから、説明することが好ましい。

○確実な事実のみを話すこと。（疑問や不明な事柄については軽率に話さない）

○人権及び個人のプライバシーを守ること。

### (2) マスコミの取材に対する留意事項

○窓口の一本化

- ・取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口となり一本化しておく。

○取材意図の確認と準備

- ・あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成する事などによりの確かな回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。取材時間、取材概要を教育委員会へ報告する。

○明快な回答

- ・不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるあいまいな返答はしない。誠意をもって事実のみを伝える。

○必要に応じ記者会見を設定

- ・取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り記者会見を開くことで対応をする。そ

の際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。

○取材制限の要請

- ・取材が教育活動や対応に支障をきたさないようにするため、時間や場所を制限せざるをえない場合は、その理由を丁寧に説明し、可能な時間や場所を設定する。
- ・教職員に取材があることを伝え、必要があれば子どもや保護者にも説明しておく。
- ・待機場所には張り紙をし、学校の担当者（複数）を配置しておく。
- ・報道時間の確認をしておく。誤解があったときすぐ訂正できるように名刺交換をしておく。
- ・新聞記事を保存しておく。

## 8 危機管理体制の整備

学校は、学校内だけでなく地域や関係機関と連携を図った危機管理に係わる取組を進めていく上で、年間を通して次の例で示した取組が必要である。

例) 危機管理に関する年間の取組

| 時期   | 具体的取組例                                                                                                                                        | 共通理解事項例                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年度当初 | 1. 校内での会議開催<br>○初任者や転勤等に伴う新たな教職員との共通理解<br>○全教職員による組織の改変に伴う役割の再確認<br>2. 地域・関係機関との会議開催・協力依頼・共通理解事項の確認<br>○関係者の出席：教育委員会、警察署、消防署職員、保護者及び地域住民の代表者等 | (1) 安全管理に関する取組<br>①外来者の把握方法<br>②不審者の早期発見のための対策<br>③登下校時の安全確保のための対策<br>④不審者の基本的な対応<br>⑤施設点検・見直し<br>⑥危機発生時の関係機関との共通理解<br>⑦危機対応能力向上のための訓練等の計画<br>(2) 危機対応マニュアルの見直し<br>①校内危機対応組織<br>②教職員緊急連絡網<br>③緊急連絡先リスト<br>④危機対応手順<br>⑤その他 |
| 平素   | 1. 地域住民や関係機関との協力体制による共通理解事項の実践<br>(1) 外来者の把握（外来者の協力）<br>(2) 不審者対応訓練・演習の実施と評価（校内・合同）<br>2. 連絡網等、常に最新のものに変更<br>3. 適時、校内での会議及び関係者との会議の開催         |                                                                                                                                                                                                                           |
| 年度末  | 校内での会議開催（適宜、関係者の出席を依頼）<br>・1年間の取組の成果や課題についての評価<br>・次年度に向けた取組の見直し                                                                              |                                                                                                                                                                                                                           |

## 9 安全管理に関する取組

年度当初に行う学校内及び地域住民や関係機関との会議において、共通理解を図っておくべき平素の取組には、以下の内容が考えられる。

### 年度当初の共通理解事項

|                  | 共通理解事項等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 具体例・留意点等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>外来者の把握      | 1. 外来者の導線（順路）設定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1. 立て札や看板等による「受付」場所の明示<br>2. 受付場所までの順路案内指示<br>「ご用の方は〇〇門へお回り下さい（学校長）」<br>「ご用の方は〇〇で受付を行って下さい（学校長）」                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 2. 外来者の把握                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 受付（窓口の一本化）<br>氏名、入退校時刻、要件等の記入・番号札等の着用<br>順路及び受付場所は児童生徒の学習活動区域と分離できるよう配慮し、受付業務は、各学校の実態に則し教職員の共通理解の下に実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2<br>不審者早発見対策    | 1. 情報の共有・通報システムの整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1. 地域住民・警察・近隣校との不審者情報共有システム（連絡網）<br>2. 不審者発見時の地域住民による緊急通報システム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 2. 教育活動中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1. 日常的な教育活動の中での取組<br>教員が授業のない時間に校内巡回をし、生徒の平素の様子等を把握したり、不審者の早期発見に努める。<br>2. 運動会や音楽祭等の学校行事<br>地域住民が多数来校する学校行事においては、PTAや地域の人々と協力して校内の巡回を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3<br>登下校時の安全確保   | 1. 危険箇所の把握                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1. 子ども・PTA・地域住民・警察等からの情報収集<br>(1) 不審者に声をかけられた場所 (2) 人気のない場所<br>(3) 見通しの悪い場所 (4) 暗い場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 2. 子どもの避難場所の確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1. 「子どもを守る110番の家」への協力依頼<br>2. 通学路に面した家の住人による児童生徒の保護及び警察・学校への連絡依頼                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 3. 子どもへの周知及び具体的対策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1. 「通学路安全マップ」の作成：危険箇所、交番、子どもを守る110番の家等避難場所を記入<br>2. 子どもへの周知<br>3. PTA、警察による巡回<br>4. 自治会・行政による危険箇所の改良                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4<br>不審者への基本的な対応 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>学校内</p> <p style="text-align: center;">導線（順路）外歩行者<br/>挙動不審者</p> </div> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 声をかけ、氏名や来校目的を聞く。</li> <li>2. 来校目的が明確でない場合は退去を命じる。</li> <li>3. 退去の命令に応じた場合でも警察への通報を行う。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>学校外</p> <p style="text-align: center;">声をかけられる行為<br/>連れ込まれそうになる行為</p> </div> <p style="text-align: center;">可能な限り、すぐに、本人が警察へ通報する</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変質者や不審者に遭遇したときは、大声を出し、逃げる。</li> <li>2. 近くの家に駆け込む。（子ども110番の家の活用）</li> <li>3. すぐに、警察へ通報する。</li> </ol> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">不審者と認識</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">護者へ連絡<br/>学校へ連絡</p> </div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p style="text-align: center;">警察への通報</p> </div> |

|                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>施設<br>の<br>点<br>検<br>・<br>見<br>直<br>し                                        | 1. 現時点での点検項目              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理ができるよう出入口を限定</li> <li>2. 導線（順路）の設定</li> <li>3. 受付場所の限定</li> <li>4. 鍵の点検・補修</li> <li>5. 外壁等の破損箇所の点検・補修</li> <li>6. 危険箇所の把握と改善</li> </ol>          |
|                                                                                   | 2. 中長期的対策                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 構造上の見直し 例) 正面玄関での受付が可能な構造</li> <li>2. 外壁等の見直し 例) 透明性がある、ある程度高いフェンスが有効</li> <li>3. 危機対応備品の整備</li> </ol>                                             |
| 6<br>危<br>機<br>発<br>生<br>時<br>の<br>関<br>係<br>機<br>関<br>と<br>の<br>共<br>通<br>理<br>解 | 1. 学校教職員                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全校の教職員・子どもへの非常通報（非常ベル・校内放送の使用）</li> <li>2. 非常時における各々の役割分担と具体的な動きの確認</li> <li>3. 子どもの避難場所の確認（ケースにより異なる）</li> <li>4. 警察・関係機関への連絡方法等の点検・確認</li> </ol> |
|                                                                                   | 2. 警察                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警察への通報即出動<br/>・的確な情報提供（どこで、だれが、どのように、今どうなっている）</li> <li>2. 現場の保存措置</li> <li>3. 不審者に関する情報提供（警察・周辺校・PTA・地域の関係団体へ）</li> </ol>                         |
|                                                                                   | 3. 地域・PTA                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連絡を受け次第、支援活動の開始<br/>・登下校のパトロール体制<br/>・学校内パトロール体制</li> </ol>                                                                                        |
|                                                                                   | 4. 教育委員会                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急連絡方法と内容の点検</li> <li>2. 教育委員会職員の学校への派遣</li> <li>3. 危機対応への連携（対応策・記者発表等）</li> <li>4. 心のケア等に係わる外部からの派遣協力者要請</li> </ol>                               |
| 7<br>訓<br>練<br>等<br>計<br>画                                                        | 1. マニュアルに沿った学校全体の訓練・演習の実施 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども及び教職員全体が実践的な訓練や関係者との合同訓練</li> <li>2. 警察職員を講師に、不審者への対応時に身を守るためのロールプレイ</li> <li>3. 保護者や地域住民との協力による登下校パトロール等支援訓練</li> </ol>                        |
|                                                                                   | 2. 応急手当訓練                 | <p>消防署員を招いての救急訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 心肺蘇生、止血法、骨折の応急手当</li> </ol>                                                                                                   |

資料 学校の安全管理に関する法令

| 法令等                        | 条文等                                                                                                                                |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条   | <p>【教育委員会の職務権限】</p> <p>教育委員会は、・・・次に掲げる者を管理し、及び執行する</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福祉に関すること。</p>                    |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第1項 | <p>【文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助】</p> <p>地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、・・・必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p> |
| 同条第2項                      | <p>前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。</p>                                              |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校保健法第1条                  | <p>【目的】<br/>この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施その成果の確保に資することを目的とする。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 学校保健法第2条                  | <p>【学校保健安全計画】<br/>学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 学校保健法 第3条の2               | <p>【学校環境の安全】<br/>学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 学校保健法施行規則<br>第22条の5       | <p>【安全点検】<br/>法第2条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。<br/>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする</p>                                                                                                                                                                    |
| 学校保健法施行規則<br>第22条の6       | <p>【事後措置】<br/>学校においては、前条の安全点検を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 学校保健法施行規則<br>第22条の7       | <p>【日常における環境の安全】<br/>学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 日本体育・学校健康センター法 第1条        | <p>【目的】<br/>日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、・・・義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、・・・その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実等を行い、もって国民の心身の健康な発達に寄与することを目的とする。</p>                                                                                                                                                          |
| 日本体育・学校健康センター法施行令 第7条第2項  | <p>【学校の管理下における災害の範囲】<br/>前項第1号、第2号及び第4号に規定する学校の管理下とは、次に掲げる場合とする。<br/>一 児童又は生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき<br/>二 児童又は生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導をうけているとき。<br/>三 前二号に掲げる場合のほか、児童又は生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。<br/>四 児童又は生徒が通常の経路及び方法により通学するとき。<br/>五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合</p> |
| 上記第7条第2項第5号に規定する文部科学省令の内容 | <p>1 学校の寄宿舎に居住する児童又は生徒が、当該寄宿舎にあるとき。<br/>2 児童又は生徒が、学校以外の場合であって施行令第7条第2項第1号の授業若しくは同第2号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前1の寄宿舎と居住との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。</p>                                                                                                                                     |

## 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

### 〈趣 旨〉

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき事項を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校、地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

### 〈点検項目〉

#### I 学校において取り組むべき事項

##### 1 日常の安全確保

| 点 検 項 目                                                                         | 措 置 状 況           |                    | 行っていない場合の理由<br>代替措置 または今後の<br>改善計画等 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------------|
|                                                                                 | 行っ<br>て<br>い<br>る | 行っ<br>て<br>い<br>ない |                                     |
| <b>(職員の共通理解と校内体制)</b>                                                           |                   |                    |                                     |
| (1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。                        |                   |                    |                                     |
| ① 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人ひとりが学校の安全管理について意識の向上を図っている。 |                   |                    |                                     |
| ② 幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。  |                   |                    |                                     |
| <b>(来訪者の確認)</b>                                                                 |                   |                    |                                     |
| (2) 学校への来訪者が確認できるよう次のような措置を講じているか。                                              |                   |                    |                                     |
| ① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入り口や受付を明示している。                                           |                   |                    |                                     |
| ② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。                                    |                   |                    |                                     |
| ③ 来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能にしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。      |                   |                    |                                     |
| <b>(不審者情報に係る関係機関等との連携)</b>                                                      |                   |                    |                                     |
| (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。                              |                   |                    |                                     |
| ① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。                             |                   |                    |                                     |
| ② 近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。                                              |                   |                    |                                     |

|                                                                                                      |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| (始業前や放課後における安全確保の体制)<br>(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。             |  |  |  |
| (授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制)<br>(5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。                      |  |  |  |
| (登下校時における安全確保の体制)<br>(6) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。                                  |  |  |  |
| ① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。                                                                |  |  |  |
| ② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。         |  |  |  |
| ③ 登下校時などに万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人ひとりに周知している。                                  |  |  |  |
| ④ 幼児児童生徒に対して、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導している。                                              |  |  |  |
| (校外学習や学校行事における安全確保の体制)<br>(7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。                        |  |  |  |
| ① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分認識している。                                                                   |  |  |  |
| ② 幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。                                                                        |  |  |  |
| ③ 万一の事態が生じた場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。                                                                      |  |  |  |
| (安全に配慮した学校開放)<br>(8) 学校開放(夜間・休日開放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。                                 |  |  |  |
| ① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じている。                                    |  |  |  |
| ② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。                                                |  |  |  |
| (学校施設面における安全確保)<br>(9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。                                                    |  |  |  |
| ① 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。                                                    |  |  |  |
| ② 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。 |  |  |  |
| ③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。                                            |  |  |  |



## 2 緊急時の安全確保

| 点 検 項 目                                                                                           | 措 置 状 況           |                        | 行っていない場合の理由<br>代替措置または今後の改<br>善計画等 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------|------------------------------------|
|                                                                                                   | 行っ<br>て<br>い<br>る | 行っ<br>て<br>い<br>な<br>い |                                    |
| (不審者情報がある場合の連絡等の体制)                                                                               |                   |                        |                                    |
| (10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。                                               |                   |                        |                                    |
| ① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。                                                               |                   |                        |                                    |
| ② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。                                                          |                   |                        |                                    |
| ③ 幼児児童生徒の安全確保のため、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。                                         |                   |                        |                                    |
| (不審者の立入りなど緊急時の体制)                                                                                 |                   |                        |                                    |
| (11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。                                                    |                   |                        |                                    |
| ① 直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。 |                   |                        |                                    |
| ② 警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。                                               |                   |                        |                                    |
| ③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。                                                     |                   |                        |                                    |
| ④ 警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。                                             |                   |                        |                                    |

## II 教育委員会において取り組むべき事項

### 1 日常の安全確保

| 点 検 項 目                                                                                    | 措 置 状 況           |                        | 行っていない場合に<br>講じている代替措置<br>又は今後の改善計画 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------------------|
|                                                                                            | 行っ<br>て<br>い<br>る | 行っ<br>て<br>い<br>な<br>い |                                     |
| (方針の明示と学校間の情報交換)                                                                           |                   |                        |                                     |
| (1) 教育委員会等は、管下の学校に対して、次のような措置を講じているか。                                                      |                   |                        |                                     |
| ① 幼児児童生徒の安全確保についての教育委員会等の方針（危機管理マニュアルの作成等）を明らかにしている。                                       |                   |                        |                                     |
| ② 教職員に対し学校の安全管理や安全教育に関する研修会等を実施し、意識の向上を図っている。                                              |                   |                        |                                     |
| ③ 域内にある学校や保育所間で迅速な情報交換ができる体制を整えている。                                                        |                   |                        |                                     |
| (関係機関・団体との連携)                                                                              |                   |                        |                                     |
| (2) 教育委員会等は、幼児児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。                                  |                   |                        |                                     |
| ① 警察、消防署等の関係機関、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換を行っている。                                   |                   |                        |                                     |
| ② 近接する市町村間等で不審者に関する情報を提供しあう体制をとっている。                                                       |                   |                        |                                     |
| (安全に配慮した学校開放の推進)                                                                           |                   |                        |                                     |
| (3) 教育委員会等は、管下の学校において、安全に配慮した学校開放（夜間・休日開放を含む）が行われるよう次のような措置を講じているか。                        |                   |                        |                                     |
| ① 教育委員会等として、学校開放時に人員を配置するなど安全確保の体制を整備している。                                                 |                   |                        |                                     |
| ② 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別の明確化が図られるよう、非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備などを講じている。 |                   |                        |                                     |
| ③ PTAや地域住民等による学校支援のボランティアに積極的な協力を得るよう協力要請をしている。                                            |                   |                        |                                     |
| ④ 管下の学校においてPTAや地域住民等による学校支援のボランティアの協力をどのように得ているかを把握している。                                   |                   |                        |                                     |
| (学校施設面における安全確保)                                                                            |                   |                        |                                     |
| (4) 学校施設の面で、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう、次のような施設設備の整備を行っているか。                                        |                   |                        |                                     |
| 1) 敷地内への侵入対策                                                                               |                   |                        |                                     |
| ① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）等の整備や破損箇所の補修を行っている。                                                      |                   |                        |                                     |
| ② 防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。                                                                 |                   |                        |                                     |
| ③ 死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入防止対策等を行っている。                                           |                   |                        |                                     |
| ④ 必要に応じ、職員室、事務室等をアプローチ部分や屋外運動場を監視でき、緊急時にも対応できる位置に配置している。                                   |                   |                        |                                     |

|                                                                 |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 2) 建物内への侵入対策                                                    |  |  |  |
| ⑤ 校舎の窓・出入口、鍵等の整備や破損箇所の補修を行っている。                                 |  |  |  |
| ⑥ 防犯監視システム等の整備を必要に応じて行っている。                                     |  |  |  |
| ⑦ 必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにして                              |  |  |  |
| している。                                                           |  |  |  |
| 3) 通信システムの整備                                                    |  |  |  |
| ⑧ 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備を必要に応じて行っ |  |  |  |
| ている。                                                            |  |  |  |
| 4) 幼児児童生徒の避難対策                                                  |  |  |  |
| ⑨ 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠シ                                |  |  |  |
| ステム（内部からのみ開錠可能等）としている。                                          |  |  |  |

## 2 緊急時の安全確保

| 点 検 項 目                                                             | 措 置 状 況           |                        | 行っていない場合に<br>講じている代替措置<br>又は今後の改善計画 |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------------------|
|                                                                     | 行っ<br>て<br>い<br>る | 行っ<br>て<br>い<br>な<br>い |                                     |
| (不審者情報がある場合の体制)                                                     |                   |                        |                                     |
| (5) 教育委員会等は、管下の学校の周辺等における不審者等の情報を入手した場合には、次の措置を講ずるよう体制を整備しているか。     |                   |                        |                                     |
| ① 速やかに関係する地域の学校に情報を提供し、注意喚起している。                                    |                   |                        |                                     |
| ② 警察に対し当該学校周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。                      |                   |                        |                                     |
| ③ PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体に注意喚起し幼児児童生徒の安全確保のための協力を求める。               |                   |                        |                                     |
| (不審者の立入りや事件発生など緊急時の体制)                                              |                   |                        |                                     |
| (6) 管下の学校において、学校内に不審者が立ち入ったり、事件が発生したりしているなどの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。 |                   |                        |                                     |
| ① 学校からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。                                         |                   |                        |                                     |
| ② 緊急時に、関係部局や関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、学校における危機管理を支援する体制をとっている。        |                   |                        |                                     |

### Ⅲ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

#### 1 日常の安全確保

| 点 検 項 目                                                                                                                                                         | 措 置 状 況 |        | 行っていない場合の理由、代替措置または今後の改善計画等 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|-----------------------------|
|                                                                                                                                                                 | 行っている   | 行っていない |                             |
| (家庭への働きかけ)<br>(1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。                              |         |        |                             |
| (学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組)<br>(2) 学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。                                         |         |        |                             |
| (登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組)<br>(3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。 |         |        |                             |
| (4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。                                                                                                |         |        |                             |

#### 2 緊急時の安全確保

| 点 検 項 目                                                                                                | 措 置 状 況 |        | 行っていない場合の理由、代替措置または今後の改善計画等 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|-----------------------------|
|                                                                                                        | 行っている   | 行っていない |                             |
| (5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。                                                     |         |        |                             |
| ① PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。 |         |        |                             |
| ② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。                                     |         |        |                             |